

富田林市要綱第20号
平成18年3月30日公布

富田林市緊急通報システム運営要綱

富田林市緊急通報システム運営要綱（平成14年富田林市要綱第31号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らし老人等が住みなれた地域社会で安心して生活が営めるよう、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応することができる緊急通報システム（以下「システム」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第2条 市長は、第6条の決定等を除き、システムの運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「委託業者」という。）に委託して実施することができるものとする。

（対象者）

第3条 利用の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 市内に在住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている者で、おおむね65歳以上の在宅の高齢者及び在宅の重度身体障害者

（2） その他市長が特に認める者

（緊急通報システム）

第4条 システムは、緊急通報装置（以下「機器」という。）を利用している者（以下「利用者」という。）が緊急時等に機器に装置した緊急ボタン又は相談ボタンを操作することにより、委託業者に情報を送信し、必要な措置を講ずることができるものとする。

（登録の申請）

第5条 システムを利用しようとする者は、富田林市緊急通報システム登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用決定）

第6条 市長は第5条の申請を受理したときは、その内容を審査して可否を決定し、その結果を申請をした者に対し、富田林市緊急通報システム決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（費用）

第7条 システムに係る費用は、利用者の世帯の生計中心者の前年所得税額（申請の日が4月1日から6月30日までのときは前々年所得税額）が70,000円以下のときは市が負担し、70,000円を超えるときは使用者が負担するものとする。

（登録の変更）

第8条 利用者は、第6条の規定により決定された登録の内容に変更があったときは、富田林市緊急通報システム承認登録事項変更届（様式第2号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の廃止）

第9条 利用者は、システムを必要としなくなったときは、富田林市緊急通報システ

ム登録廃止届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、緊急通報システムに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の富田林市緊急通報システム運営要綱に基づく登録者に加している者は、この要綱の規定に基づく加入者に加しているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。